議案第４号

佐野市印鑑条例の改正について

佐野市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和４年２月２５日提出

佐野市長　金　子　　裕

佐野市印鑑条例の一部を改正する条例

佐野市印鑑条例（平成１７年佐野市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「登録申請の事実について、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による発送その他市長が適当であると認める方法により登録申請者に対して文書で」を「郵便その他市長が適当であると認める方法により、登録申請者に対し、登録申請の事実を照会書により」に改める。

第５条第２項中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号から第８号までを１号ずつ繰り上げる。

第１４条第３項中「印鑑登録原票に登録されている印影及び第５条第２項第３号から第６号まで及び第８号」を「第５条第２項第３号から第７号まで」に改める。

第１５条を削る。

第１５条の２中「前２条」を「前条」に改め、同条を第１５条とする。

第１６条及び第１７条を削り、第１８条を第１６条とし、第１９条から第２２条までを２条ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、令和４年７月１日から施行する。ただし、第４条第２項、第５条第２項及び第１４条第３項の改正規定は、令和４年４月１日から施行する。

理　由

専用端末機による印鑑登録証明書の交付を廃止し、印鑑登録原票の登録事項から男女の別を削り、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第４号参考資料

佐野市印鑑条例の改正案　新旧対照表

現　　行	改　正　案
（登録申請の確認） 第４条　（略） ２　前項の規定による確認は、登録申請の事実について、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による発送その他市長が適当であると認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市長が適当であると認める書類を持参させることによって行う。この場合において、登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により自ら当該回答書及び市長が適当であると認める書類を持参することができないときは、代理人により持参させることができる。 ３～６　（略） （印鑑の登録） 第５条　（略） ２　印鑑の登録は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。 （１）～（３）　（略） （４）　男女の別 （５）～（８）　（略） （印鑑登録証明書の交付） 第14条　（略） ２　（略） ３　前項の印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影及び第５条第２項第３号から第６号まで及び第８号に掲げる事項について電子計算機により出力し、この写し	（登録申請の確認） 第４条　（略） ２　前項の規定による確認は、郵便その他市長が適当であると認める方法により、登録申請者に対し、登録申請の事実を照会書により照会し、その回答書及び市長が適当であると認める書類を持参させることによって行う。この場合において、登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により自ら当該回答書及び市長が適当であると認める書類を持参することができないときは、代理人により持参させることができる。 ３～６　（略） （印鑑の登録） 第５条　（略） ２　印鑑の登録は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。 （１）～（３）　（略） （４）～（７）　（略） （印鑑登録証明書の交付） 第14条　（略） ２　（略） ３　前項の印鑑登録証明書は、第５条第２項第３号から第７号までに掲げる事項について電子計算機により出力し、この写しが登録された印影と相違ないことを証明する方法に

が登録された印影と相違ないことを証明する方法により作成するものとする。	より作成するものとする。
４　（略）	４　（略）
（専用端末機による印鑑登録証明書の交付）	（削除）
第15条　前条及び次条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用端末機に印鑑登録証を使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	
（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）	（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）
第15条の２　前２条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第２項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	第15条　前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第２項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。
（暗証番号の登録）	（削除）
第16条　第15条の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、暗証番号登録申請書に印鑑登録証を添えて、あらかじめ自ら市長に暗証番号の登録を申請しなければならない。	
２　第４条の規定は、前項の規定による申請の本人であることの確認について準用する。ただし、代理人に係る規定は、この限りでない。	
３　市長は、第１項の規定による申請が前項の規定により本人であることを確認したとき	

は、当該暗証番号を登録しなければならない。 ４　暗証番号の登録を受けた者（以下「暗証番号登録者」という。）は、当該暗証番号を自らの責任において管理しなければならない。 （暗証番号の変更等） 第17条　暗証番号登録者は、登録した暗証番号を変更し、又は廃止しようとするときは、暗証番号変更申請書又は暗証番号登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、自ら市長に申請しなければならない。 ２　第４条の規定は、前項の規定による申請の本人であることの確認について準用する。ただし、代理人に係る規定は、この限りでない。 ３　市長は、第１項の規定による申請が前項の規定により本人であることを確認したときは、当該暗証番号を変更し、又は廃止しなければならない。 第18条～第22条　（略）	（削除） 第16条～第20条　（略）